

# Voters

No. 17

2013年12月17日発行

特集

## ねじれ解消後の参議院

- 諸外国の二院制議会（岩崎 美紀子） 4
- ねじれ解消後の参議院の役割（竹中 治堅） 6
- 「ねじれ」解けても「がけっ縁」の参議院（土谷 英夫） 8
- 参議院改革の憲法的視座（加藤 一彦） 10
- 参議院選挙制度の改革（岩井 奉信） 12

巻頭言 **選挙が育てた安心社会**（大熊 由紀子） 2

コーナー **名言の舞台** 3

コーナー **情報フラッシュ** 14

コーナー **海外の選挙事情 アルゼンチン総選挙** 17

連載 **オランダの  
シティズンシップ教育（4）** 18

連載 **早わかり「政治学」（9）** 20

報告 **若者リーダーフォーラム  
in さいたま** 22

報告 **第23回参議院議員通常選挙に  
関する有権者の意識調査** 24



公益財団法人 明るい選挙推進協会

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



# 選挙が育てた安心社会

国際医療福祉大学大学院教授 大熊 由紀子



「日本は超高齢社会の先進国」と誇らしげに、あるいは、深刻に語られています。錯覚しやすいのですが、少子化が超スピードで進んだために、高齢化「率」が高くなったのが原因です。

それは、2つの意味で危険信号です。日本の女性が子どもを持つことに幸せを感じられなくなっていること、もうひとつは社会を支える若い世代が激減してしまうことです。

そこで、出生率が着実に回復したノルウェーに出かけました。2005年秋のことです。ホヤホヤの話が「パッパ・クオータ」を4週間から4カ月に延ばす計画でした。クオータは「割り当て」という意味。所得保障100%の育児休業42週間のうち4週間を「父親に限って認める」と定めた政策の登場で、育児休業をとる父親は85%にもなりました。これをさらに進め、「育児は父母でするもの」という文化を定着させようというのが、「パッパ・クオータ4カ月」、「パパは、育児のために4カ月は仕事を休みましょう」と奨励する思い切った政策です。

効果抜群の子育て支援政策の数々。その背景に、女性の社会進出を促す選挙政策がありました。

## ▶ リスタと選挙小屋は選挙教育の小道具

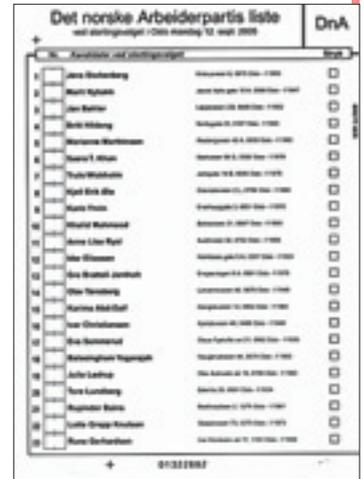
秘密のひとつは、リスタと呼ばれる、各党ごとの投票用紙です。北欧諸国は比例代表制です。候補者本人は選挙資金を用意する必要がありません。選挙が近づくと、まちの目抜き通りに緑や赤のシンボルカラー、思い思いの趣向をこらした各党の選挙小屋が並びます。選挙ボランティアが、コーヒーや飴を勧めながら詳しいパンフ

レットを手に、党の政策を熱をこめて説明します。投票用紙は選挙小屋に積み上げられているだけでなく、まちのあちこちに置いてあります。



政党ごとに建つ「選挙小屋」で丁寧に質問に

有権者は意中の党のリスタを選び、投票箱に入れるのですが、名簿は拘束式ではないため、順位を変えたり、気に入らない候補者に×をつけたたり、書き足したりもできます。ノルウェーでは、男性候補に軒並み×を付け、女性の名前を書き加えるという組織的作戦を



投票用紙の「リスタ」

女性たちが1971年に展開。市議会に女性議員を大量に送り込みました。86年には18人の閣僚のうち8人が女性という内閣が誕生しました。

リスタと選挙小屋は、子どもたちが民主主義を学ぶための、優れた小道具にもなります。

## ▶ 被選挙権も18歳から

お隣のスウェーデンの中学校で進められているのは、選挙と民主主義を1週間かけて学ぶ手法です。生徒たちは月曜日に選挙の基本を学んだ後、各党の選挙小屋を訪ねてインタビューします。水、木曜日にこれらをまとめ、各政党の主張を比較しながらクラスメートの前で発表。金曜日には、意中の政党の「ホンモノ」のリスタを使って投票。こうした試みは60年代に始まり、2010年には1,383校、44万人が参加しています。

選挙権も被選挙権も18歳からあり、これが若者の選挙への関心を高めています。

市議は必要な手当のほかは給料なし。現職の教員、看護師、ヘルパー、警官など、あらゆる職種の人が市政に参加していることも、若者の政治への関心を深めているようです。

\*

投票率が9割を切ると大騒ぎになる北欧。高い投票率の背景には、システムがありました。

おおくま ゆきこ 朝日新聞論説委員、大阪大学大学院教授を経て現職。著書に『寝たきり老人』のいる国 いない国』『物語・介護保険』など。

# 名言の舞台

ギュスターヴ・ル・ボン

1841～1931年



## 前日には群衆が歓呼して迎えた英雄も 運命に叩きつけられるならば 翌日には同じ群衆によって辱められる

ル・ボンは、フランスの心理学者・社会学者・物理学者で、文理両面から人間と社会の本質に迫った百科全書的研究者です。彼が活躍した19世紀末には、民主主義が進展し、「群衆の時代」とも言うべき状況が出現していました。

ル・ボンはその名著『群衆心理』で、フランス革命やナポレオンに対する人々の熱狂などを例にとり、集団心理の特性や、政治的指導者と民衆の感情的関係などを鋭く分析しました。例えば、指導者が民衆を説得し動員するには、つねに威厳と強い意志をもって、わかりやすくシンプルな内容を「断言」すること、またそれを「反復」し多数の人々に「感染」させることが有効である、と指摘しました。

こうした点から、本書は後の時代の大衆扇動的政治家たちの「教科書」にもなってしまいました。しかし、それらの政治家はこの名言も肝

に銘じるべきでした。つまり、急速に支持を得た政治的指導者は、失敗すればやはり急速に支持を失う、ということです。

民意によって支えられる民主政は、民意が動揺の渦中にある時には、移ろいやすいものとなります。またマス・メディアやインターネットによる膨大な量の情報の流通は、人々の間の政治に対する期待や失望の「振れ幅」を大きくしているように見えます。

民主政が、近年再び懸念される「大衆迎合的政治」とその結果引き起こされる混乱に足元をすくわれないようにするためには、今一度、政治的リーダーの質の向上と、そのリーダーの質を見極める市民の「鑑識眼」の向上とが必要でしょう。

(谷口 尚子・東京工業大学准教授)

### ル・ボンの生きた時代

ル・ボン、フランス	1841	70	76	94	95	1912	31
	ル・ボンの生誕	二月革命、第二共和政成立(41) フランス西部のウールエロワール県に生まれる	ライ・ナポレオン、皇帝に(52)70	医科大学に進学 ソール市の中学校に進学、後に	普仏戦争(71)では野戦病院に勤務 第三共和政成立(70)	医学博士の学位取得 パリ・コミュン事件(71)	第4回パリ万国博覧会(89)
				民族の進化の心理学的法則 刊行	『群衆心理』 刊行	『フランス革命と革命の心理』 刊行	第一次世界大戦(14)18
							90歳で死去
日本	天保の改革(41)43	日米和親条約(54)	明治維新(68)	西南戦争(77)	日清戦争(94)95 第一回総選挙(90)	日露戦争(04)05	満州事変(31) 関東大震災(23)

## 諸外国の二院制議会

筑波大学大学院人文社会科学研究所教授 岩崎 美紀子

### 二院制議会の歴史的起源

二院制議会の歴史的起源には2つのタイプがある。1つはイングランドで漸進的に発生してきたタイプで、いま1つはアメリカで人工的に作り上げたタイプである。

イングランドでは、13世紀半ばに、王は貴族だけでなく各地域の代表者を議会に召集するようになった。課税には議会の承認が必要であり、フランスとの戦争に必要な兵と資金の調達、地域の代表を議会に召集することを慣例化した。

地域では有力者ではあったが貴族ではない彼らは、世襲貴族たちとは別の部屋で会合し、14世紀後半までに彼らの議院（庶民院 House of Commons）が形成されていった。貴族だけの議院（貴族院 House of Lords）と地域代表が集まる議院が別立てになることで、議会は二院制となった。上院に相当する貴族の議会はもともとあり、下院が創設されることで二院制となったのであり、代表原則が異なることが二院制議会を誕生させた。

1783年に独立が承認されたときのアメリカは、各邦が主権をもつ国家連合で、共通機関は連合会議であった。連合会議の決定には拘束力がなく財政力もなかった。共通機関をより強化し、1つの国として全体を統括する政府を作らなければ、外交も通商もままならない。このためには連合規約の改正が必要であった。

1787年にフィラデルフィアで開かれた会議では、より堅固な結合を実現させるために憲法案が起草制定された。全13邦のうち3分の2の邦が承認すれば発効するとされ、翌88年に発効した。この憲法で、アメリカは国家連合から連邦国家になった。同憲法は第1条第1項で「連邦議会は、上院及び下院で構成」と世界で初めて二院制議会を憲法で明記している。上院議員は

州議会が選ぶとされ、連合時代の連合会議との類似性がある。新規であったのは、連邦国家となることで創出されるアメリカ国民の議院である下院であり、任期は2年とされた。

### 一院制と二院制

一院制議会のルーツは、フランス革命期の国民議会に求めることができる。身分別三院制議会とも言える三部会が、第3身分を中心に国民の概念のもと1つになった。正式には1791年憲法で世界初の一院制議会が成立した。しかし、議員数745名の一院制議会は、熾烈な党派抗争の末に、ジャコバン独裁を許し、1795年憲法では議会二院制が導入された。

スペインの議会は歴史的に見れば一院制と二院制を繰り返しており、王国のときは二院制、共和国のときは一院制という特徴がある。イングランドも清教徒革命後の共和国では一院制となっている。思想的には、一院制は、人民主義的平等主義、急進的共和主義と親和性があったことがわかる。

### 二つの議院

議会二院制をとる国々では、1つの議院は選挙による議院であることは、どの国にも共通している。選挙によることから、人々に近いという意味で下院 Lower House、まず人々という意味で第一院 First Chamber と呼ばれる。国民を代表する議院である。もう1つの議院は、上院 Upper House、第二院 Second Chamber と呼ばれるが、この議院のあり方は各国さまざまである。二院制が意味をもつかどうかは、第二院の設計に拠るところが大きい。

カナダとオーストラリアは、ともに英国の政治原理である立憲君主制・議院内閣制を踏襲しながら連邦国家を成立させるという共通点をも

ちなみに、上院については、カナダは任命制の上院、オーストラリアは直接選挙による上院と、対照的な設計をしている。複数の植民地の代表が集まって連邦結成後の統治機構のあり方を議論した会議では、両国とも上院のあり方が重要テーマとなっていた。国家建設にあたって、それまでの歴史や政治文化の違いが上院の設計に映し出されたことがわかる。両国とも下院再議決制度がないので、上院の可決を得られなかった法案は廃案となる。「強い上院」である。オーストラリアは、2つの議院がともに直接選挙によることで多数派の違いが発生し立法過程が行き詰まることを予想し、その解決方法を憲法に書き込んでいる。通常は解散のない上院が解散され、下院とともに総選挙となる。両院同時解散・選挙で議会全体がリセットされる。

## || 上院の特徴

選出方法に注目すると、上院は、下院とは異なり、必ずしも選挙により選出される議院である必要はない。G8 諸国の議会はすべて二院制であるが、これらの国々のなかで、上院を直接選挙により選出しているのは、日本、イタリア、アメリカの3カ国で、英国、フランス、ドイツ、カナダ、ロシアは、上院の直接選挙を行っていない。

上院議員を直接選挙により選出しているアメリカ、日本、イタリアについて、もう少し詳細に見てみたい。アメリカでは建国から125年の間、上院議員は州議会が選んでいた。直接選挙となったのは、1913年の憲法修正第17条によってである。各州2名の議員数と任期6年はそのままである。イタリアは、第2次世界大戦敗戦後の国民投票により、君主制を廃止し共和制へ移行しており、1948年共和国憲法で、上院議員は直接選挙による選出となった。それまでの上院は、王が任命する議員により構成されており、定数も任期も明確ではなかった。日本も、戦後憲法により上院（参議院）は直接選挙による選出となった。戦前の貴族院は、皇族、華族、勅任された議員で構成されており、皇族、華族のうち公爵と侯爵、勅選の議員は終身であった。華族のうち伯爵、子爵、男爵は、それぞれ同爵内での選挙で議員を選出、多額納税者は互選により

選出した者が勅任されることで議員となった。

上院のあり方が変わる場合、憲法改正か新憲法制定が行われていることがわかる。

## || 参議院の代表原則

諸外国の議会との比較を通して見えてくる日本の二院制議会の根本的問題は、第一院と第二院の代表原則が同じであることである。憲法第43条は「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」としており、2つの議院は代表原則も選出方法も同じである。二院制をとりながら、2つの議院が同じ代表原則であることを憲法で明記している国は、日本だけである。ともに国民代表原則なので、一票の格差が、両議院で問題となる。とりわけ参議院において格差が大きい。諸外国では第二院の代表原則は国民代表原則ではないので、一票の格差の問題は上院では発生しない。

43条をそのままにしたままで選挙制度を変えても、本質的問題は変わらない。議院の存在意義である代表原則ではなく、選出方法（選挙制度）で議院の違いを出そうとしても限界がある。一票の格差を解消するための選挙制度の追求は、下院では避けて通れない課題であるが、上院もこれを追求する限り、二つの議院の違いは有権者にはますます見えなくなる。

議会二院制を続けるのであれば、衆議院とは異なる、参議院の代表原則の検討が不可欠である。この場合、地域代表制が有力な候補である。英国の貴族院は別として、貴族制度が存在しない現代の諸国では身分代表制はあり得ない。職能代表制は、ファシスト体制を想起させるとして戦後の民主主義国家では選択肢にはなり得ず、二院制議会をとる諸国の上院の多くは地域代表を原則としている。

参議院のあり方は、衆議院多数派が作り出す政府への影響力行使といったその時々々の政治状況で論じるだけでなく、代表原則という議院の存在意義そのものについての熟考が求められている。

いわさき みきこ モントリオール大学で博士号取得。筑波大学助教授などを経て2000年から現職。専門は比較政治学、カナダ政治。主な著書に、『二院制議会の比較政治学』（岩波書店、2013年）、『行政改革と財政再建』（御茶の水書房、2002年）など。

# ねじれ解消後の参議院の役割



政策研究大学院大学教授 竹中 治堅

## はじめに

「国会がねじれているために復興や経済再生がスピーディーに進まない。ねじれを解消させてほしい」（『毎日新聞』2013年7月4日）。

安倍晋三首相は2013年7月4日午前、JR福島駅前で参議院選挙戦の第一声を上げた。

07年7月の参議院選挙以来、鳩山内閣期をのぞけば国会は「ねじれ」の状況にあり、政策決定は停滞した。首相が「ねじれ」解消を訴えたのは、解消すれば、内閣にとって政策立案がより容易になると考えたからであろう。7月21日に行われた参議院選挙で自民党は65議席を獲得した。与党である自民・公明両党の参議院における議席は135となり、国会の「ねじれ」は解消した。

内閣は以前に比べれば法案を容易に成立させるであろう。今後、参議院はどのような役割を果たすのか。本稿では「ねじれ」解消後の参議院の役割について議論したい。

一般的に参議院の役割については伝統的な二院制論の枠内で議論されることが多かった。二院制の目的として、次の2つが挙げられることが多い。2つの院を相互に抑制・均衡させ、立法活動を慎重なものにすること。民意を多角的に反映させること。

この議論を踏まえ、参議院の目的として、衆議院との間で抑制と均衡の関係を保つこと、衆議院に取り込まない民意をくみ上げることが指摘されることが多かった。

ここで注意する必要があるのは、議院内閣制の下では内閣が議会と一体となって立法活動に深く関与するという点である。

そこで、本稿では、日本の統治制度における参議院の位置付けを確認し、特に内閣との

関係に着目する。その上で、参議院がこれまで政治過程に及ぼしてきた影響を振り返り、今後の役割を考察する。

## 議院内閣制と参議院

日本は統治制度として議院内閣制を採っている。議院内閣制の特徴は、内閣の存立が議会の信任に依る一方で、内閣が議会に対し解散権を持つことである。議院内閣制のもとでは内閣と議会の意思は合致することが予定されており、内閣と議会が対立し、政治が停滞することは避けられるようになっている。

日本の場合、内閣と衆議院の間にこの関係は成立する。だが、参議院との間には成り立たない。内閣が参議院の多数派から支持を確保することは予定されていない。また、内閣は参議院を解散することもできない。

内閣と参議院が対立した場合、憲法は衆議院の参議院に対する優位性を介してこれを解消し、国政の停滞を避けようとしている。

しかし、憲法が想定する形で政治が滞ることを避けることは難しい。予算案と条約案については、衆議院の議決が参議院のそれに優先する。問題は法案である。法案について参議院の議決が衆議院と異なった場合、衆議院が再議決によって衆議院の議決どおりに成立させるためには出席議員の3分の2以上の賛成が必要となる。与党が衆議院で3分の2以上の議席を確保することは容易ではない。さらに、3分の2以上の議席を保持している場合にも問題は残る。衆議院が法案を参議院に送付後、参議院が法案審議を進めない場合、憲法第59条第4項のため61日以上経たないと再議決できないからである。

参議院は内閣に対し強い権限を持っており、これを利用して、政策過程に大きな影響を及ぼ

してきた。それは特に国会が「ねじれ」になった時期に顕著であった。与党が過半数議席を確保できなかったのは、次の5つの期間である。

(1)1947年5月～56年12月、(2)89年7月～93年8月、(3)98年6月～99年10月、(4)2007年8月～09年9月、(5)10年5月～13年8月。

この5つの期間に内閣は多くの重要法案に修正を余儀なくされたのみならず、たびたび成立を拒まれた。また成立を阻止されないまでも、成立をしばしば遅らされた。近年の例を2つだけ挙げたい。例えば、参議院は2007年10月に福田内閣が提出した新テロ特措法案の成立を大幅に遅延させた。11年3月には菅内閣に子ども手当法案の成立を断念させた。

また参議院の影響力は法案審議過程以外にも及んでいる。内閣はしばしば法案の準備段階で参議院での成立を確実にするために内容を見直したからである。

もっとも、参議院は与党が過半数議席を確保している場合でも影響力を発揮してきた。例えば、1990年代以降、参議院は2度にわたり内閣の最重要法案を否決している。1994年1月の政治改革関連法案の否決と2005年8月の郵政民営化関連法案の否決である。

## 参議院の今後の役割

それでは、参議院の役割をどう評価すればいいのか。参議院の役割は、二院制の目的に合致するものであった。衆議院との間で抑制と均衡の関係を保ち、民意を政治過程に多角的に反映させてきた。加えて、参議院は内閣の立法活動にも影響を及ぼし、これを抑制、慎重なものとしてきた。

「ねじれ」の解消後も、参議院のこの役割が基本的にかわることはない。すでにのべたように、与党が衆参両院で過半数議席を確保している場合にも、内閣が法案を成立させることを制約するからである。また、参議院は民意を政治過程に反映させる役割を果たすであろう。

ただ、与党が参議院で過半数議席を確保したので、抑制のあり方は変化するであろう。

近年、参議院は内閣の政策立案をあまりにも

抑制し、内閣の存立そのものにまで影響を及ぼすようになってきた。例えば、野田内閣も参議院で社会保障と税の一体改革関連法案を成立させるために早期解散を約束することを余儀なくされた。これは野党第一党が「ねじれ」の状況を利用して内閣を追いつめ、政権を獲得しようと行動してきたからである。

「ねじれ」が解消したため、参議院が内閣の政策立案を過度に牽制することはなくなるであろう。また、参議院の影響力は、法案審議過程とともに、内閣が与党と法案の内容を調整・準備する過程でより発揮されるであろう。なお、その際、参議院が一部の集団や地域の利益をまもるためではなく、国民の幅広い利益のために内閣の政策立案を慎重にすべきことは言うまでもない。

## 選挙制度改革を

最後に、参議院が今後もこのような役割を果たすのであれば、参議院には制度改革が必要である。すなわち、参議院の選挙制度を改め、選挙区の定数配分が是正されなくてはならない。現在、参議院の選挙区の議員1人あたりの有権者の格差は最大で4.76倍もある。これは憲法第14条が定める平等原則に反している。参議院は強力な影響力を保持するが故に、有権者の一票の価値には平等が保障されなくてはならない。

紙面の関係で詳述する余裕はないものの、昨年10月の最高裁判決でも述べられているように、定数は是正をするためには現在の都道府県単位の選挙区を改めることを含め、選挙制度の仕組み自体を見直す必要がある。

現在、参議院には選挙制度協議会が設けられ、選挙制度改革の議論が進んでいる。一票の価値の格差を解消するための抜本的改革案がまとまることを強く期待したい。

たけなか はるかた 1971年生まれ。スタンフォード大学政治学部博士課程修了(Ph.D.取得)後、政策研究大学院院助教授などを経て2010年から現職。専門は、日本政治、比較政治学。主な著書に、『首相支配——日本政治の変貌』(中公新書、2006年)、『参議院とは何か』(中公叢書、2010年、第10回大佛次郎論壇賞受賞)など。

# 「ねじれ」解けても「がけっ縁」の参議院

ジャーナリスト 土谷 英夫



## || 「自分探し」の宿命

衆議院とねじれているときは「政治を停滞させる」と言われ、ねじれていないと「衆議院のカーボンコピー」と批判される——そんな参議院議員の嘆き節には同情したくもなる。しかし、戦後の日本国憲法によって発足した参議院には「自分探し」の宿命がつきまとうことも、また事実なのである。

日本国憲法（新憲法）は、帝国議会で大日本帝国憲法（旧憲法）を改正する、という手続きを踏んで世に出た。旧憲法時代からの衆議院は新憲法下でも、そのまま存続することになったが、貴族院はなくなり、代わって新たに参議院が設けられた。

この憲法改正案が審議された帝国議会・貴族院での憲法学者の佐々木惣一議員のもっともな指摘が、議事録に残っているので紹介しよう。

「全国民を代表すると考えられるものが、そういう同じ任務を持って居るものが二つあるということは、果たして必要であるかどうか」と、新たな院のあり方に大きな疑問符をつけた。また、こうもただした。「参議院というものを認める限りは…衆議院とは違いました所の職責というものが、その根本の基礎にならなければならぬ」。

佐々木博士が問題にしたのは、憲法第43条の「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」という条文である。

連合国軍総司令部（GHQ）が日本政府に示した憲法草案では「一院制」となっていた。日本側が巻き返して、何とか「二院制」を認めさせたが、貴族院の復活を懸念するGHQが、選挙による議員選びを条件にし、妥協の末に43条のような表現になったとされる。

憲法が示す衆参の違いは、衆議院が任期4年で「解散あり」、なのに対し、参議院は解散なしの任期6年で、3年ごとの半数改選である。また①首相指名、②予算の議決、③条約の承認で「衆院の優越」（両院の議決が異なる場合は衆院の議決を国会の議決とする）と、普通の法案は、参議院が否決しても、衆議院が3分の2以上の賛成で再議決できるとする。

参議院は「職能代表と地域代表の性格を持つ」「衆議院に対して抑制、均衡、補完の役割を果たす」などと言われることがある。しかし、先に見た憲法の定めから、参議院が何を代表しているのか、衆議院と異なるどんな職責があるのか、を読み取ることはできない。

## || 「二番せんじ」の質疑

予算案や法案の国会審議を現場で取材した経験からすれば、審議が衆議院から参議院に移ると、テンションが下がる感は否めない。時に参議院で深い質疑が行われることは否定しない。しかし、それは「参議院ならでは」というより、質問者の属人的な能力にかかわることが多く、総じて「二番せんじ」の質疑が横行する。

裁判を思い浮かべてみよう。二審（控訴審）の裁判官が一審の記録を読まずに法廷に臨むことは、まずあるまい。ところが「再考の府」とされる参議院の質疑者が、衆議院での審議の議事録を読んでいるかとなると、かなり怪しい。同じ質問、同じ答弁の繰り返しがいかに多いことか。再考と二番せんじは別物であるはずだが。

例えば重要法案の審議などで、参議院が衆議院と同じ審議時間数を要求することがよくある。しかし、衆議院の半数強の議員数しかいない参議院に、同じ時間数が必要なのか。まして、大半の衆議院先議の法案の場合、衆議院で一応

の審議が尽くされ争点整理が進んでいるのだから、参議院では、もう少し的を絞り、効率的に審議できるはずである。

## 参議院の改革論議

参議院議員自身が、いまの参議院のあり方に満足しているとは思えない。その証拠に参議院のホームページの「参議院のあらまし」の項を開くと、河野謙三議長（1971～77年）以来の歴代議長下の参議院改革論議の推移を「参院改革の歩み」として紹介している。衆議院のホームページに同様の項はない。参議院の「自分探し」の履歴である。

残念なのは、近年、選挙制度改革論議を別にすれば、参議院改革論議が足踏みしており、その一方で、「政局の府」化が著しいことである。

7月の参議院選挙の直前の通常国会の幕切れは、ひどかった。与野党の泥仕合の末、参議院で内閣問責決議が可決され、以後の審議が止まり、電力事業改正案などの重要法案が廃案になった。「参議院不要論に拍車がかかる」などと、メディアに批判されたことは、記憶に新しい。

## ねじれ解消後の参議院の役割

さて、ねじれ解消後の参議院の課題は何か。まず待ったなしのテーマは、選挙制度の見直しである。最高裁は、2007年の通常選挙に対する大法廷判決以降、選挙区の1票の価値（1議席あたりの人口比）を是正するために「制度自体の見直し」を求めている、2010年の通常選挙への判決では、さらに踏み込んで「都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改める」よう具体的に注文している。

こうした司法の要請を受け、西岡武夫参院議長（当時）が2010～11年にかけて、全国を9ブロックの比例制に一本化する案や、9ブロックの大選挙区制にする案などの私案を示したが、各会派の調整がつかず、「制度自体の見直し」は日の目を見なかった。

実現したのは「4増4減」の選挙区の微調整

と、2016年の通常選挙までに選挙制度の抜本改正の結論を得るという公選法の付則がただただである。

選挙区の1票の格差が5倍近くある、いまの参議院の選挙制度は憲法違反の状態であり、一刻も早く違憲状態を脱する改革を実現することである。これは衆議院とて同じだが、正統性（レジティマシー）に欠ける国会が何をやっても、国民の信頼は得られない。

次に参議院がすべきことは、「治に居て乱を忘れず」ではないが、再び「ねじれ」になっても国会が機能するように、衆議院ともども知恵を絞ることだろう。特に両院の議決が異なった場合に調整する両院協議会の運用改善である。いまは、各院が10名ずつ、院の議決に賛成した議員を代表に送るという、合意が成立する方が不思議な仕組みだ。必要なら国会法や両院の規則を変えて、文字どおりの「協議」が成り立つようにすべきだろう。

## 「がけっ縁」の参議院

以上の2つは、待ったなしの課題だが、さらに踏み込んで参議院の存在意義と独自の役割を憲法に書き込むべきだと私は思う。憲法改正には両院で3分の2以上の賛成が要るが、あえて参議院が自らの役割を突き詰めて、改正を発議してはどうだろう。

そのたたき台として、斎藤十朗議長時代の2000年に有識者懇談会がまとめた「参議院の将来像に関する意見書」は、憲法改正を要する改革にも触れていて参考になろう。2005年に参議院憲法調査会が出した「二院制と参議院の在り方に関する小委員会調査報告書」も論点を整理している。どちらも参議院のホームページで読むことができる。

参議院は「がけっ縁」に立たされている、という危機感を持って改革を進めてほしい。

つちや ひでお 1948年生まれ。71年、日本経済新聞社入社。編集委員、論説委員、論説副主幹、コラムニストなどを歴任。コラム「春秋」「中外時評」「核心」などを担当。2013年11月、退社。現在はフリーのジャーナリストとして活動。

# 参議院改革の憲法的視座

東京経済大学現代法学部教授 加藤 一彦

## || 参議院の出発点

いわゆる松本委員会が作成した「憲法改正要綱（甲案）」では、両院制が維持され、貴族院に代わって参議院の設置が構想されていた。同要綱では、参議院（特議院／公議院などの仮の名称もあった）は、「参議院法ノ定ムル所ニ依リ選挙又ハ勅任セラレタル議員ヲ以テ組織スル」とされ、非民主的組織体として描かれていた。これに対し、総司令部側（GHQ）は、単院制（一院制）を構想していた。すなわち、GHQ草案41条は、「国会ハ三百人ヨリ少カラス五百人ヲ超エサル選挙セラレタル議員ヨリ成ル単一ノ院ヲ以テ構成ス」（1946年2月13日）と定めていた。単院制であるのは、貴族制の廃止が前提とされ、その代表機関である貴族院を維持する実質的理由がないと判断されたからである。

これに対し、松本は反発し、両院制の堅持を主張した。当初より、GHQは妥協する予定であったため、日本側の「政府草案」に両院制を導入することを承認する一方、その他の重要な憲法修正には応じないという「取り引きの種」として参議院設置が政治利用されたことは、今日よく知られている。もっとも、ホイットニー民政局長は、新設される参議院に関しても民主主義的選挙によって構成されることを条件としたため、日本政府の「憲法改正草案要綱」（1946年3月5日案）38条では、「両議院ハ国民ニ依リ選挙セラレ国民全体ヲ代表スル議員ヲ以テ組織ス」と定められた。この規定が日本国憲法43条の原型である。

ここで注意すべきは、参議院も「全国民の代表機関」として位置づけられた憲法的意味である。

## || 全国民の代表機関としての参議院とその役割

国会が全国民を代表するという意味は、選挙民と当選した議員は、選挙後、法的関係性をもたず、国会議員は選挙民の命令的委任に服することなく、自由に行動できることを指す。もちろん、これには前提がある。議員は自己の選挙地域・選挙人団の代理人ではなく、全国民の利益を図りつつ行動する「賢人」として振る舞うこと、それが政治的代表的本来の意味である。

しかも参議院議員は、衆議院議員よりも、良質であることが求められている。参議院が「良識の府」とされるのは、政治的な飾り言葉ではない。法的にも「良識人」が議員になってほしいがために、被選挙権年齢が30歳以上（公選法10条1項2号）とされ、また当選した折には、任期6年（憲法46条）の継続的身分保障が与えられている。

単院制論が、衆議院、国民各層から出てくるのは、ある意味自然の流れである。ここ数年の「逆転国会」の経験は、参議院が政策論争よりも、政局を基軸に行動したことを教えている。第1次安倍内閣から野田内閣まで、毎年首相が代わり、また多くの大臣の問責が出され、政治はバランスを欠いてきた。ただ、参議院不要論を参議院議員自身が説くのであれば、事情は異なる。というのも、自身が賢人であることを否定し、全国民の代表者ではないことを自白したことになるからである。

参議院の憲法上の存在理由は、次の4点にある。①多様な民意の反映（憲法46条／任期6年半改選制）、②衆議院の補完機能（憲法54条2項／参議院の緊急集会）、③慎重審議の励行（憲法59条1項／両院における法律案の議

決)、④国会内の均衡の要請(憲法所定事由以外の両院対等性)。

この4つの理由以外に、もう1つ重要な参議院存在の理由がある。参議院議員通常選挙は、必ず3年ごとに行われる点である。すなわち、参議院議員通常選挙には、定時的・定点的民意反映機能がある点である。内閣は、任意に衆議院を解散できることから、衆議院の総選挙の実施時期は、内閣の意思に依存する。しかし参議院の場合は、内閣の意思による選挙執行が不可能である。この意味は決定的である。というのも、内閣は、参議院通常選挙を意識しながら、政権運営をせざるを得ないからである。

「逆転国会」の経験は、参議院通常選挙が、政権の基盤を揺り動かすことを教えた。逆からみれば、国民は、3年ごとに内閣の政権運営を確実に評価する機会があり、それ故に、国民は、政治的権利行使としての選挙を通じて、国政評価をすることができる。この点にこそ、参議院の独自の存在理由がある。

## 参議院改革の一案

過去の参議院改革を通観すると、確かに「行政監視委員会」「決算審査の充実」が図られている(斉藤議長以来の継続的改革)。ただ、参議院が衆議院とは異なり、必ずしも党派的しがらみにとらわれず、良識人として国民の負託に応えることを自己の使命とするのであれば、各議院の独自の権能を新たに設定することが構想できる。

改革の一案を提起してみたい。参議院も法律案などの政策論争に加わる以上、採決時に党派的多数決原理に従うことは、1つの見識である。ただし、人物評価の場面では、党派的行動は必ずしも必要ではないように思われる。過去、日銀総裁人事をめぐって、与野党の対立の結果、人事が停滞したことがあった。人事案件に関し、本来、両議院の一致した議決は必要なのだろうか。むしろ、人事承認に関しては、参議院の独占的権能として制度化することができる。

人事案件について、すぐにでもできる改革がある。それは内閣による最高裁判所裁判官の任

命に先立ち、「憲法の番人」として適切な人物が内閣によって任命されようとしているのか否か、参議院が事前に審議することは可能なはずである。その審議の結論は、内閣への「具申」に止まろうが、この審議内容は、衆議院総選挙の際、同時に行われる「国民審査」(憲法79条2項)にあたり、重要な情報を提供することとなる。

また、国政調査権(憲法62条)の実質化をベースにした改革が構想できる。特に野党少数派の調査権を確保することが重要である。参考人・証人招致に関し、与党側は、招致反対を貫き、事実関係の解明を困難にすることしばしばである。最近の例として、SNSを利用して原発被災者の方々を「小馬鹿」にしたキャリア官僚がいた。参議院が、この一連の行為について、国政調査権を用い、参考人招致し、事実関係を国民の前に明らかにすべきだったように思われる。参議院が行政監督権に力量を発揮したいのであれば、政策のみならず、各省庁行政官に対する監督権を確保することが不可欠であろう。

現在、大臣の国会審議拘束時間の短縮化を目指した「国会改革」が議論されている。しかし、現政権を見る限り、安倍首相の個性を反映した政策・法律案が多く、首相本人が両議院を説得する必要性は増している。国会改革の美名のもと、「敵前逃亡的」国会運営を考えているならば、「改革」ではない。

従来、国会改革が進まなかった原因を究明せずに、「国会改革」といっても画餅に終わる。これを繰り返さないためには、参議院のあり方に関し、全面的な専門的分析と参議院議員の協力が不可欠である。「会議は踊る、されど進まず」と「急がば回れ」の2つの諺を「良識の府」はどのように見るのであろうか。

かとう かずひこ 1959年生まれ。明治大学大学院法学研究科博士後期課程単位修得。博士(法学)。東京経済大学助教授などを経て2002年から現職。専門は憲法学、議会制度論。主著として『政党の憲法理論』(有信堂、2003年)、『議会の憲法』(日本評論社、2009年)、『憲法』(法律文化社、2012年)など。二院制維持の立場から、参議院憲法審査会に参考人として招聘(2013年4月3日)。

# 参議院選挙制度改革



日本大学法学部教授 岩井 奉信

## はじめに

2012年10月、参議院選挙における「一票の格差」をめぐる裁判で、最高裁は5.00倍の格差を初めて「違憲状態」とした上で、「都道府県を単位としたいまの制度を維持したまま格差をなくすことは困難だ」と指摘し、制度の抜本的な見直しを求めた。

投票価値の平等という観点からすれば、従来、最高裁が「合憲」としてきた5.00倍の格差には合理的な根拠はなく、これを「違憲状態」とする判決は当然だろう。ただ、都道府県を単位とする参院選挙区で「一票の格差」を2倍以内に収めようとするれば、総定数の大幅な変更は不可避で、判決が投げかけた課題は、極めて大きなものである。

この判決を受ける形で、同年11月、選挙区定数の「4増4減」を行う公選法の改正が実現したが、いうまでもなく、これは弥縫策<sup>びぼう</sup>に過ぎない。その後の選挙制度改革の議論も停滞したままで、抜本的な改革への道筋は、依然として不透明なままだ。

参議院の選挙制度は、1947年の誕生以来、1982年の全国区制の廃止と拘束名簿式比例代表制の導入、2000年の非拘束名簿式比例代表制の導入などの改革を行ってきた。しかし、選挙区選挙については、定数是正にとどまり、制度改革は行われてはいない。

今、改革が求められているのは、選挙区部分である。しかし、総定数を大幅に変えずに選挙区選挙を維持することは不可能である。また、いかなる形であれ、選挙区制を残すのであれば「一票の格差」の問題はついてまわる。

その意味では、参院の選挙制度改革にあたっては、従来とはまったく異なる発想が必要だと

言わざるを得ない。

## 二院制と参議院選挙制度改革

この選挙制度改革を考えるうえで、避けて通るべきではないのが「二院制」の問題である。二院制の意義は、2つの院が多様な意見を反映しつつ、相互に補完し、あるいは牽制することによって、健全な議会制民主主義を維持、発展させることにある。すなわち二院制のもとでは、それぞれの院は孤立した存在ではなく、2つの院を総合して、1つの議会と捉えるべきであろう。

これに対し、「一票の価値」をめぐる裁判は、それぞれの院を個別の存在として捉えている。これまでの判決を見ても、二院制の問題を考慮しているとは言い難い。そしてそれぞれについて投票価値の平等が厳しく問われるならば、先の判決は当然の帰結とならざるを得ない。

しかし、単に投票価値の平等だけを追求することは、ともすると2つの院の独自性を減じ、結果として二院制の意義を大きく損なうことにもなりかねない。事実、衆議院、参議院ともに選挙区と比例代表からなる選挙制度を採用し、両者の制度は似通ったものになっていることに対する指摘は、1994年の衆院の選挙制度改革に際しても問題となった。

このように考えると、わが国の選挙制度改革、特に参議院の選挙制度改革を考えるうえでは、二院制をいかに有効に機能させるかという観点が不可欠である。そこでは第一院たる衆議院には投票価値の平等が厳しく求められることは言うまでもない。事実、最近の衆院選における同様の裁判で、2倍以内の投票価値を厳格に求める判決が相次いでいるのは、それをよく表している。

その一方で、参議院にも同じ基準を求めることが妥当であるのかについては、いささかの疑問を呈せざるを得ない。確かに憲法43条は「両議員は全国民を代表する選挙された議員でこれを構成する」としているが、ここでいう「全国民を代表する」とは、はたして衆参両院ともに投票価値の平等を求めたものと解釈すべきだろうか。もしそうだとすれば、わが国の二院制は、極めて制約されたものになりかねず、二院制の意義さえも問われかねない。

もしも二院制を有効なものにしようとするのであれば、参議院の選挙制度改革において、この呪縛から解き放たれる必要があるのではあるまいか。

このような議論はこれまでもなされてきた。例えば、平成12年、当時の斉藤十朗議長の下、筆者も参加した「参議院の将来像を考える有識者懇談会」の報告書では、参議院の選挙制度を各県2名、総数94名とする、いわゆる「アメリカ上院」方式が提案された。ここでは地方分権時代の到来を前提に、参議院を都道府県代表にすることで、地方の声を積極的に反映させようとするのと併せて、衆議院への小選挙区制導入に伴う過疎地域の代表減少に対する不安を補うことが企図されたのである。選挙制度改革の前提として、衆議院優越の徹底、衆参それぞれの役割の分化など、憲法改正が必要な問題も提起し、参議院制度全体の改革を求めたことは言うまでもない。

この報告書から明らかなおとおり、参議院の選挙制度は、その前提として、参議院の機能をいかに位置づけるかという二院制の問題を抜きにして語ることはできないのである。

そもそも選挙制度は、国民の「代表」を選ぶ基本的な制度である。そしてその代表に何を求めるかを体現するものでもある。さらに言えば、二院制では、その代表がいかなる役割を担うかは、一義的に「議会制度」のあり方が問われる問題なのである。

しかし、実際の選挙制度改革をめぐるのは、政党の利害得失が優先し、代表のあり方の理念をめぐる基本的な議論はつねに抜け落ちてい

る。当然のことながら、選挙制度と議会制度との関連についての議論も、ほとんど行われていない。

その結果、衆参関係なく、選挙制度改革に関する議論は「ご都合主義」的なものに終始し、結果は「妥協の産物」となって終わってきたのである。

このような小手先の選挙制度改革がもはや限界にきていることは、最高裁の指摘を待つまでもなく明らかである。また、「ねじれ国会」を契機に、議会制度を見直す「国会改革」の機運も高まりつつある。ただ、残念ながら、それぞれ両院が別個に行ってきたものに過ぎず、二院制を含めた体系的な見直しには至っていない。

このままでは参議院の選挙制度改革も基本理念の検討が欠如したまま弥縫策が繰り返され、同じ批判と同じ判決に苦しむことになることは避けられない。

## 体系的な政治改革を

日本の政治は今、長い混迷の時代を抜け、新しい時代に入ったと言われる。しかし、それは単に政治状況の変化に過ぎず、その前提となるべき選挙制度や国会制度の改革は、依然として手つかずである。特に参議院のあり方については、抜本的な改革が求められていることは間違いない。

二院制のもと、真の議会制民主主義を増進させるため、何が求められるのか、参議院の機能と代表のあり方はいかにあるべきか、そしてそれを実現するための選挙制度はいかなるものであるのか、広い視野にもとづく体系的な政治改革が求められている。

いらいともあき 1950年生まれ。1981年慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学後、慶應義塾大学新聞研究所講師などを経て2000年から現職。専門は、政治学、現代日本政治、立法過程論。21世紀臨調委員、政策研究フォーラム理事などを務める。主な著書に『立法過程』（東京大学出版会、1988年）、『政治資金』の研究——利益誘導の日本の政治風土』（日本経済新聞社、1990年）など。

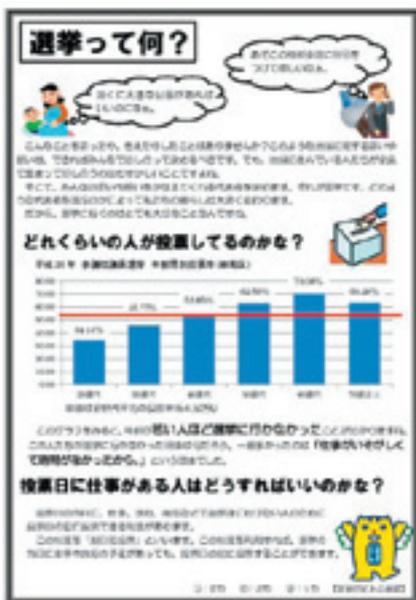
# 情報 フラッシュ

## 各地で行われた出前授業・模擬投票

### ①保護者参観日に合わせて実施

東京都練馬区選管は11月9日(土)に、区立光が丘春の風小学校の6年生を対象とした「小学生選挙体験教室」を実施しました。この事業は平成19年度から行っていますが、学校側の希望もあって、今回初めて保護者参観日と合わせた土曜日に実施しました。

「春の風区長選挙」と銘うち、区選管職員3名が立候補者に扮し、事前に児童に配布されたマニフェストには、地域を良くするための政策が盛り込まれており、児童は誰が区長になったら地域が良くなるかを考え、1票を投じる候補者を決めました。投票所での受付業務や開票、票の確認、計数作業



保護者に配布されたチラシ

などは児童が担当しました。

区選管は、参観の保護者に対しても大人用の啓発チラシを配布しました。保護者のアンケートには「今回のような授業はぜひ今後も続けていきたい」との意見が多数ありました。「小学生選挙体験教室」は本年度、過去最高となる7つの小学校から要望があり、区選管は来年の2月までの間に実施することとしています。

### ②若者啓発グループが参画

・鹿児島県選管・明推協は10月24日(木)に鹿屋市立上小原中学校で、11月11日(月)には鹿児島市立武岡中学校で「選挙の出前授業」を実施しました。

昨年度、試行的に2校の中学校で出前授業を行いました。本年度、鹿児島県教育委員会からの後援をもらい、県内の市町村選管との共催という形で事業化しました。



今年度初めて実施した鹿屋市立上小原中学校では、授業時間2コマ(110分)が提供され、県選管職員による選挙のしくみなどの話や、鹿児島県の若者啓発グループ「学生投票率100%をめざす会」のメンバー3名が候補者となった「模擬知事選挙」を行いました。メンバーは1カ月前から選挙公報を考え、何度も打合せを重ね、県選管職員の助言をもらいながらまとめ上げました。模擬投票では、県明推協委員が投票立会人や投票管理者を務めたほか、投票方法や開票作業の説明は投票器具を提供した鹿屋市選管の職員が行いました。鹿児島市立武岡中学校でも同様の内容でしたが、こちらは1コマだったため、それぞれのプログラムの時間を短縮して行いました。

県選管はこの事業を「県が行うモデル事業」と位置付け、将来的には各市町村が単独で実施できることを目指しています。来年2月には県立高校での実施が予定されています。

・さいたま市選管も、青年選挙サポーター「E-Rail さいたま」のメンバーとともに11月9日(月)、市内岩槻区にある市立大田小学校の6年生を対象に「選挙出前講座」を実施しました。昨年度に引き続き、2回目となる今回の出前講座では、E-Railのメンバー3名が候補者となり、若者、高齢者、女性、それぞれの立場にたって、より良い社会を実現するための演説を行いました。投票には、6年生のほかに、授業参観で来場していた保護者も参加しました。その他に行われた政治クイズでもE-Railのメンバーが主



体となり、期日前投票やインターネット選挙運動について解説しました。

E-Railを指導する埼玉大学の松本正生教授(さいたま市明推協会長)は「大人と同じ経験をしてもらうことに意味がある」と子どもの時から選挙について学習する重要性を強調しています。

### ③選管作成の副読本を活用

福井県選管は10月21日(月)、昨年度初めて作成した中学3年生向け選挙啓発副読本を利用した公開授業を、福井市明道中学校3年生の公民の授業で行いました。

本年4月にインターネット選挙運動が解禁されたことなどを加えた改訂版を用いて、ゲストティーチャーの県選管職員から選挙のしくみ等についての話と、衆院選を想定した模擬投票が行われました。教員3名が候補者役に扮し、生徒は各候補が掲げる消費税や教育に関する選挙公約を聴いて投票しました。比例代表選挙での当選者の決まり方を生徒に学んでもらいたい、という先生からの要望があったため、実際の衆院選と同じく、2票制による模擬投票となりました。

公開授業ということで、当日は多くの報道関係者が集まり、その様子を報じたほか、他の中学校の社会科教諭も参観しました。

部会の公民部長が所属する中学校で社会科の授業として行われることになりました。

選管職員が選挙制度や投票率等の課題についてスライドを用いて説明したほか、模擬投票も行いました。

初めての出前授業に県選管職員は「学校側の反応がよく、生徒も『選挙権を得たらぜひ投票に行きたい』といった感想もあり、実施してよかった」と話します。

県選管では、次年度は県下に出前授業実施の呼びかけを行うこととしています。

### ⑤大学学園祭での模擬投票

宮崎県延岡市の若者啓発グループ「ミニ選挙管理委員会2001(in延岡)(以下「ミニ選」)は11月3日(土)、九州保健福祉大学の学祭「九保祭」で「わたしが市長になったらキャラクター模擬選挙」を行いました。候補者は「めいすいくん」のほか、地元のキャラクター2



体で、それぞれが訴えるmanifestoはミニ選のメンバーが作成しました。候補者のキャラクターの着ぐるみ人形が投票前のPRを兼ねて、ステージでAKB48の楽曲に合わせたダンスを披露し、来場者に投票参加を呼びかけました。

当日はあいにくの雨でしたが、子どもたちを含めた200人近い方が一票を投じました。

### 各地で行われた推進大会など

- 東京都選管・明推協は11月8日(金)、府中の森芸術劇場で「平成25年度東京都明るい選挙推進大会」を開催し、都内の明るい選挙推進委員等約1,000人が参加しました。永年功労者等の表彰、活動報告、NHKの島田敏男解説主幹の講演があり、選挙

改訂版で追加されたネット選挙運動の内容

## ネット選挙運動って何?

ネット選挙運動とは、その名の通りインターネットを使った選挙運動のこと。平成20年改正された公職選挙法(選挙運動の場)は、インターネット選挙運動を禁止、選挙運動をするのができない!!

ネット選挙運動は、その名の通りインターネットを使った選挙運動のこと。平成20年改正された公職選挙法(選挙運動の場)は、インターネット選挙運動を禁止、選挙運動をするのができない!!

有権者がネット選挙運動でできること・できないこと			
できること		できないこと	
<p>選挙関係に「よろい」とホームページに掲載</p>	<p>選挙関係に「よろい」とFacebookやTwitterに掲載</p>	<p>選挙関係に「よろい」と選挙区で電子メールを送る</p>	<p>新聞紙や紙媒体からあつたメールを個人に転送、または印刷して配布</p>

### ④初めての模擬投票

熊本県選管は11月12日(火)、熊本市内の江原中学校の3年生を対象に、初めて出前授業を行いました。

県選管は実施にあたって、熊本県中学校教育研究会社会科部会に授業内容等を相談するとともに、実施校のあっせんを依頼し、その結果、当該

や政治の大切さを体感する大会となりました。

- 山形県選管・明推協は11月25日(月)、山形市の山形国際交流プラザで「平成25年度選挙啓発公開講座」を開催しました。県内の明推協委員等が参加し、当協会の佐々木毅会長から「政策と時間～2020年を越えて～」というテーマによる講演や、福島県選管から「学校教育と連携した常時啓発事業」についての実践報告、総務省から「インターネットを使った選挙啓発」についての話がありました。
- 山梨県選管・明推協は毎年11月を「山梨県明るい選挙推進運動強調月間」とし、各種の事業を行っています。

11月15日(金)に甲府市の山梨県立文学館で、市町村の明推協委員や選管職員が参加した「山梨県明るい選挙推進大会」を開催しました。明るい



選挙ポスターコンクールや啓発キャッチフレーズの入賞者、また長年、明推協委員を務められた方などの表彰や明るい選挙推

進の実践事例発表(今回は甲斐市明推協会長より発表)、大会宣言などが行われました。

大会に引き続き行われた「政治大学講座」では、NPO法人YouthCreate代表の原田謙介さんによる「参院選の総括から『若者の政治参加』を考える」というテーマでの講演がありました。政治大学講座は一般の方の聴講もできるため、会場はほぼ満席となりました。

11月16日(土)から17日(日)には、甲府市の小瀬スポーツ公園「市町村ときめき広場」で行われている「県民の日記念行事」で、明るい選挙啓発ポ



スターコンクールの入選作品や選挙啓発キャッチフレーズの優秀作品を展示したほか、来場者に啓発物品を配布し選挙の際の

投票参加を訴えました。着ぐるみ人形のめいすい君も参加し、来場したお子さんを喜ばせました。

## ■ 明るい選挙推進ポスターコンクール表彰式

東京都選管は11月18日(月)に、新宿駅西口広場イベントコーナーで東京都明るい選挙ポスターコンクールの表彰式を行いました。表彰式には授業を終えた児童・生徒約30人、保護者・学校の先生など計100人以上が参加しました。



東京都選管委員長より一人ひとりに渡された表彰状には、児童生徒それぞれが描いたポスターが印刷されていて、毎年、受賞者から好評です。最優秀賞を受賞した児童生徒からは「選挙に多くの人が行って、投票が集まることによってその声が届き、平和な国になるとよい」「投票所にお母さんと一緒に行きました。大人になったら選挙に行きたい」など一言ずつコメントがありました。

生徒を引率してきた練馬区の高校の美術教師の方に、どのように指導されているのかを尋ねたところ、「まずポスター制作の授業があり、コピーのありようなどポスター特有の描き方を教えました。その後明るい選挙ポスターを制作するのですが、テーマである『選挙』については生徒各自に調べさせました。提出された作品に対してテクニク的な指導はしましたが、内容は生徒に任せました」と答えていただきました。

生徒を引率してきた練馬区の高校の美術教師の方に、どのように指導されているのかを尋ねたところ、「まずポスター制作の授業があり、コピーのありようなどポスター特有の描き方を教えました。その後明るい選挙ポスターを制作するのですが、テーマである『選挙』については生徒各自に調べさせました。提出された作品に対してテクニク的な指導はしましたが、内容は生徒に任せました」と答えていただきました。

西口広場イベントコーナーは、JRや私鉄、地下鉄などに乗り換える人や買い物客など人の往来が多いので、大勢の方が立ち止まって表彰式の模様を観ていました。前日の17日(日)から20日(水)までの展示期間中には、2,000人を超す方々が来場しました。

11月28日(木)から12月1日(日)までは、武蔵野市にある「武蔵野プレイス」に会場を移し、武蔵野市の選抜作品を加えて展示しました。



南米の大国、アルゼンチンの上・下院選挙が10月27日に行われ、与党「勝利のための戦線」(FPV)が両院ともに過半数を維持しましたが、議席を大幅に減らすことになりました。投票率は79.3%。

### 与党FPVの苦しい勝利

今回の総選挙は、下院(定数257、任期4年)の約半分の127議席、上院(定数72、任期6年)の3分の1、24議席の議員を選出するものでした。新しい議席数(中間発表)は、下院では、与党FPVが135、野党107(社会民主主義潮流といわれる最大野党の急進党:61、ペロン主義反対派の刷新戦線(FR):25、右派の「共和国の提案」(PRO):18ほか)、その他15、上院では、与党39~40、野党23~24、その他8~10、となっており、両院でFPVが過半数を維持することは確実と見られています。

今回の選挙でFPVは、2011年の大統領選から大幅に支持を失っており、選挙結果はフェルナンデス大統領率いる与党への国民の不満が高まっていることを示しています。GDPは8%を超える伸びを示していますが、インフレ率は25%にも及び、7%の失業率や犯罪の増加などがその要因とされています。

大統領の3期目への出馬を可能にする憲法改正に必要な3分の2の議席数を与党が確保できないことが確実になったことから、大統領の後継者争いやFPVから他の政党に転向する議員も出てくるとの報道もなされており、今後の政権運営は厳しさを増すことになりそうです。

2011年の大統領選挙では野党や一部マスコミから選挙での不正を非難する声が上がりましたが、今回の選挙では不正は報告されていないとされています。

選挙区は、両院とも23の地域および首都ですが、下院は人口比により選挙区に定数が配分される比例代表制(拘束名簿式)で行われ、上院は2年ごとに1選挙区1人ずつ選出されることから、地域代表の性格が強くなっています。

### 政治体制

アルゼンチンは、第二次大戦後、軍政が続いていましたが、1982年の英国とのフォークランド諸島紛争での敗北により、軍部が退陣し、1983年には

民政へ移管し、大統領を元首とする立憲共和制が続いています。

その後、相次ぐ経済政策の失敗や社会的混乱、特に2001年のデフォルトにより経済は崩壊し、大統領が次々と入れ替わり、デモや暴動が多発する異常事態となりました。

しかし、2003年にFPV前身の正義党左派から就任したキルチネル大統領の下で政治は安定を取り戻し、それまでの新自由主義、市場原理主義と決別。富裕層優遇をやめ、国民の大多数を占めている貧困層を減らし中間層へと移行させるなど、より公正な社会を目指す政策を実行した結果、経済的な再建が進みました。

2007年にはキルチネル大統領の夫人で上院議員のフェルナンデス氏がキルチネル政権の継承を訴えて当選、同国2人目(選挙によるものでは初めて)の女性大統領となりました。2011年には再選を果たしています。

大統領、副大統領とも直接選挙で選ばれ、任期は4年。大統領と内閣は行政権を行使し、内閣の大臣は大統領によって任命されます。首相職は置かれていません。

### 選挙権は16歳から

国会は今回の選挙に先立つ2012年10月に、選挙権を18歳から16歳に引き下げる法案を可決しました。この改正で、18歳から70歳の投票は義務、16・17歳および70歳以上は投票義務はなく自由意思で投票できることになり、あらたに100万人を超える若者が選挙権を得ることになりました。16歳からの選挙権付与は、南米ではブラジルやキューバがあります。

この投票年齢の引き下げについては、若者に比較的人気のある大統領と与党による票集めとの批判がある一方で、若い世代に政治参加の機会を与えると評価する見方もでていました。

アルゼンチンは投票義務制を採っており、正当な理由なく棄権すると、罰金(10~20ペソ)や権利の一部制限(3年間公職就任・在職禁止)の罰則が科されることになっていますが、その適用は緩やかなようです。

# ヨーロッパ市民・世界市民を育成する 中等教育(中学・高校)のシティズンシップ教育(1)



オランダ教育・社会研究家 リヒテルズ 直子

オランダの中等教育は、中高一貫です。将来希望する職業や学力に合わせ、①職業訓練準備コース(4年制)、②高等専門学校進学準備コース(5年制)、③大学進学準備コース(6年制)の3つのコースに分かれています。いずれの場合にも、上の学校に進学すれば、以後、一般的な意味でのシティズンシップを学ぶ機会はありません。各コース卒業後、大半の子どもが親元を離れて自立生活を始め、18歳になると選挙権を持つオランダでは、中等学校(中学・高校)でのシティズンシップ教育は、在学中、あるいは、卒業後すぐに成人して自律的に社会参加し、有権者になるための準備をするという現実的な意味を持っています。

中等学校のシティズンシップ教育も、初等教育と同様、基本的には、公共の利益を尊重し能動的に社会参加をする市民を育てることが目的ですが、初等教育に比べると、国家社会を超え、ヨーロッパをベースとした世界市民としての市民育成が一層強調されます。

## ..... 学習環境としてのヨーロッパ プロジェクトELOSの取り組み

ある中等学校の授業の様子です。教員は、ユーロ危機以後のヨーロッパの経済事情を題材に英語で授業をしています。教室の前方には黒板に代わって大型の電子ボードが設置されていて、常時インターネットに接続されています。授業内容に関連した生の情報をネットからすぐに引き出すことができます。

教室にはさらにウェブカメラが設置してあり、行われている授業の様子がインターネットを通して外部の人と共有できます。実は、今行われている授業は、この学校が交流提携をしているスペインの中等学校の教室の生徒たちも一緒に受講しています。英語での授業は、オランダ

とスペインの教室にいる生徒たちが、ともに参加し、議論するためであることは言うまでもありません。

ユーロ危機は、ユーロ圏内各国の異なる財政事情に起因し、異なる結果をもたらしました。当然、各国の習慣や文化的背景、価値意識によって、自国とヨーロッパに対する人々の見方も異なります。このように、2国間で互いの国の高校生が受ける授業を共有することで、生徒たちに、ヨーロッパ域内の他国の事情、他国の人々の観点を学ぶ機会を与えている、と言えるでしょう。

この学校では、スペイン以外にもイギリスやドイツなど、ヨーロッパ数カ国の学校と協働して「ミニ・カンパニー」プロジェクトも実施しています。各国の学校の生徒グループがそれぞれ製品を考案し、企業間交流や多国籍企業の模擬実習をします。年度初めに、保護者から「株」の形で資金を募り、「世界のスープ・レシピ」など高校生でも作れる簡単な製品を作って学校の行事を催して販売、年度末には売り上げから株主である保護者に資金を返済するという形で、生徒たちに起業や企業経営、経済のしくみを体験的に学ばせています。

オランダにはヨーロッパ・プラットフォームという組織があり、初等教育から高等教育までの国際交流を推進しています。同組織は2004年に全国の先駆的な中等学校10数校の参加を募り、通称ELOS(学習環境としてのヨーロッパ)と呼ばれるプロジェクトを始めました。参加校は、独自の工夫とアイデアでヨーロッパを単位とした学びの機会を生徒に提供しています。具体的には、ヨーロッパ域内の他国の学校との学校間交流、欧州連合諸機関の訪問、地理・歴史・経済・文化・芸術・言語などの分野でのヨーロッパをベースとした授業、ヨーロッパ(の

エネルギー政策や環境政策などをテーマとした個別の生徒による卒業研究、IT設備を利用した他国の提携校とのコミュニケーションと同時授業、英語・フランス語・ドイツ語などヨーロッパの主要言語を教授用語とした授業、ヨーロッパという広域の労働市場を前提にした進路指導や国外での職業訓練実習（特に職業訓練コースの生徒）、多国籍企業の訪問、国外でのソーシャルワーク実習などが例として挙げられます。

先に紹介した経済学の授業や「ミニ・カンパニー」プロジェクトは、このELOSの取り組みの一環なのです。

## 時事と歴史：考え判断する市民の育成

諸外国の生徒と交流するには、国内のみならず国際的な時事やヨーロッパ全域の歴史に精通し、できれば、オランダ国民としてではなく、それぞれの国民の立場に成り代わってものごとを理解する姿勢が望ましいことは言うまでもありません。

オランダの学校教育は、日本に比べると、教科書中心ではなく、以前から社会の生の情報を題材にして生徒たちに批判的に思考し、自分の意見を持って同級生と議論や討論をするスキルを育てることを重視してきました。

例えば、国語や英語の授業で、時事問題を取り上げ、ディベートや議論の練習をします。テーマには、自国の政治の論争点、国際紛争などの大きな問題だけに限らず、女性や同性愛者の権利問題、避妊や性病について、麻薬・喫煙・アルコール使用に関する問題など、10代の生徒にとって身近で現実性の高い問題も多く取り上げられます。

また、一般的時事についての議論のほか、戦没者追悼記念日や占領解放記念日、捕虜収容所や強制労働による犠牲者追悼の日などに関連づけて、多くの学校が、戦争を題材とした歴史教育を行います。例えば「あなたが1930年代にドイツの労働者であったと仮定して、なぜあなたがヒトラーのナチス政権を支持したのかの理由を考えなさい」といった課題に取り組ませる

など、単なる歴史的出来事の羅列を暗記するのではなく、出来事の背景に関する原資料を集め、自国オランダの観点からだけでなく、特定時点における特定の国民の立場から批判的に思考する態度も養います。



## 司法都市ハーグの国際交流事業

オランダの政府所在地であるハーグ市は、有名な平和宮（国際司法裁判所・常設仲裁裁判所・ハーグ国際法アカデミーを併設）、旧ユーゴスラビア戦犯法廷、国連化学兵器禁止機構本部、欧州刑事警察機構（ユーロポール）など司法にまつわる多数の国際機関が集まった都市で、この独特の環境を利用し、司法と正義を強調した独自のシティズンシップ教育の機会を中高生たちに提供しています。

『モデル国連』や『モデル国際刑事法廷』はその代表例です。『モデル国連』は、毎年世界中の高校生がハーグ市に集まり、ハーグ市で開催されます。紛争、人権問題、核廃棄物処理・核兵器問題、環境保全など、実際に国連で議題にされるテーマを基に、高校生が各国の国連代表者になって会議に参加します。市内の多くの中等学校では、『モデル国連』に向けて自校のディベートクラブで議論・討論のスキルを磨きます。また『モデル国際刑事法廷』はニューヨーク市との提携で隔年で行われており、こちらも実際の判例を基に、生徒が裁判官や弁護士の立場をとりシミュレーションを行うものです。

ほかにも国連化学兵器禁止機構本部の専門家らの協力のもと、化学兵器禁止をテーマにした授業も行っています。この授業は、理科系のテーマであると同時に、社会的道義や正義心を問う哲学・歴史・地理の分野にも関連づけられた授業です。

早わかり

『政治学』

第9回

## 地方自治

東京大学社会科学研究所教授 宇野 重規



地方自治が重要であることはいうまでもないが、これをあえて学術的、あるいは思想的に強調するときに決まって言及されるのがトクヴィルの『アメリカのデモクラシー』である。といっても、トクヴィルは19世紀フランスの思想家であり、彼の眼前にあったのはフランス革命から間もないヨーロッパ社会であった。そのトクヴィルが、現代のような超大国とはほど遠かった新興国アメリカを訪問して書いた本が、いまになっても参照されているというのは、不思議といえば不思議な話だ。

トクヴィルの「地方自治は自由にとっての小学校にあたる」という言葉は、後年、これを念頭にイギリスの政治学者のブライスが述べた「地方自治は民主主義の学校」という言葉とともに、人口に膾炙<sup>かいしや</sup>している。が、地方自治はいかなる意味で、「自由」や「民主主義」の「学校」であったり、「小学校」であったりするのだろうか。人々があまりにたびたび口にするために、当たり前になりすぎた決まり文句のことをクリシェというが、トクヴィルとブライスの言葉など、さしずめ地方自治論のクリシェの最たるものであろう。

### 「地方自治」の発見

すでに触れたように、トクヴィルが生きたのはフランス革命から間もない時代である。このような時代において、人々の政治に対する態度というのは、えてして両極端になりがちであった。一方の側にはいまだに革命の夢を追い続ける人々がいる。彼らにとって、政治といえば、すべての個人が自らの人生のすべてを捧げるべきものであり、まさに究極の理想が実現される

べきであった。

他方において、革命に疲れた人々は、政治に対してむしろ距離をとろうとする。もう混乱はこりごりだ。人生には政治以外の価値もある。というより、政治以外の価値こそが大切だ。政治はその手段に過ぎず、もし可能ならば誰か特別な人々に任せて、自分は関わらない方がいい。このような人々にとって、政治はけっして積極的な価値はもちえなかった。

トクヴィルはこのような時代の雰囲気の中で成長し、やがて新大陸であるアメリカに出かける。それがけっして呑気な物見遊山でなかったことは容易に想像がつく。貴族出身であったトクヴィルは、新たな平等社会における政治の行方について考えるためにアメリカへ向かったのである。そして彼が発見したものが「地方自治」に他ならない。

アメリカについたばかりのトクヴィルは、どこかでまだヨーロッパ貴族の偏見を引きずっていた。「王も貴族もないアメリカで、人々は本当に国家を運営していくことができるのか」「中産階級が中心の社会というのは、結局は金銭のことばかりを考えている社会ではないか」、トクヴィルは自らの調査日誌にそのような本音を書き記している。

しかしながら、そのようなトクヴィルのアメリカ観があらたまるのは、ニューイングランドと呼ばれる地域の小さな町を訪れたときであった。タウンシップと呼ばれるこの自治体においては、普通の一般市民たちが、町の諸問題を自ら議論して決定している。フランスならば、道路一本の建設であれ、中央政府の決定を待つだろう。ところがここでは、人々が自分たちで計

画を決定し、必要なお金を出し合っている。この発見はトクヴィルにとっての衝撃であった。

なるほど、アメリカというのは国政レベルで見ると凡庸かもしれない。しかし、人々が自分たちの身の回りのことを、自分たちで決定しているという意味では、立派に政治を実現している。フランスと比較していえば、アメリカのタウンシップに見られるのは、革命のあくなき追求でもなければ、政治から私生活への逃避でもなかった。あくまで生活に身近な事柄から出発し、しかし人々は自己利益ばかりを追求するのではなく、むしろコミュニティの公益を考えている。トクヴィルはここに、現代社会における政治のあり方の一つの理想を見いだしたのである。

## トクヴィルの目から日本を見たら？

そのようなトクヴィルの目に、現代日本社会はどのように映るだろうか。タイムマシンによって彼が現在の日本にやってきたとしよう。彼ははたして、「日本という国は、私の見たアメリカのタウンシップよりは、どちらかというところと祖国フランスに少し似て中央集権の国だな」というだろうか。あるいは地方分権改革の進展を見て、「日本も地方自治の重要性に目覚めたい」と評価してもらえるだろうか。

府県知事や郡長が官選であった戦前については、「やはり、日本はフランスに似ているな」というだろう。ただし日本の場合、戦後になって、日本国憲法と同時に地方自治法が施行され、都道府県や市町村が地方公共団体として位置づけられた。1982年になってようやく県知事の官選が廃止され、州（地方圏）が地方公共団体として認められたフランスよりは早いといえるかもしれない。もっとも日本も、機関委任事務制度ゆえに、自治体の長が一面においては国の行政の下級執行機関として位置づけられたのだから、比較は微妙なところかもしれない。

その意味でトクヴィルは、日本において2000年以降に進んだ地方分権改革について、大きな関心をもつだろう。本当に国と自治体は対等な関係になったのだろうか。この改革によって、

日本はいかなる社会になろうとしているのだろうか。これらについて、トクヴィルはきっと考えるに違いない。

さらに法律や制度以上に人々の間に定着した習慣を重視したトクヴィルは、「はたして住民が自分の暮らす町や地域を本当に自分のコミュニティと見なし、自分たちの生活に関わる事柄を自分たちで決定する習慣をもっているかどうか。それが肝心だ」と言うかもしれない。

少なからぬ数の自治体が財政難に陥り、財政破綻をおこす自治体まで現れている現状をどう見るか。原子力発電所の立地から市町村合併の是非まで、多様な争点をめぐって住民投票が行われていることをいかに評価するか。さらに、新たに自治基本条例や議会基本条例が作られている傾向をどう読み解くか。トクヴィルに聞いてみたいことがいくらかでもある。

## いつまでも卒業できない地方自治？

それにしても、トクヴィルが地方自治を「小学校」と呼んだことを思うと、複雑な気分になってしまう。彼にすれば、まず地方自治をマスターし、そこで得た経験や能力をもって人々が国政レベルでも活躍してくれることを期待したのだろう。とはいえ、日本の現状を見ると、なかなか「小学校」レベルですら卒業することが容易でないことが痛感される。むしろ、ある意味でこの政治の基本レベルこそが、もっとも学ぶのが難しいのかもしれない。

とはいえ、いまの日本のあらゆる政治・経済・社会の諸問題がもっとも先鋭的に現われているのが地方自治の現場である。民主主義という言葉が少しでも実感したいと思うならば、やはり自分の身近な場所から始めるしかない、というトクヴィルの言葉を、いまいちど噛み締めたい。

うのしげき 1967年生まれ。東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学。博士（法学）。2011年から現職。専門は政治思想史・政治哲学。著書に『政治哲学へ：現代フランスとの対話』（東京大学出版会、2004年）、『トクヴィル 平等と不平等の理論家』（講談社、2007年）、『＜私＞時代のデモクラシー』（岩波新書、2010年）など。

# 若者リーダーフォーラム in さいたま

明るい選挙推進協会では、明るい選挙推進運動に取り組む若者リーダーを養成するため、毎年ブロックごとに「若者リーダーフォーラム」を開催しています。今年度の関東甲信越静ブロックのフォーラムは、去る11月23日～24日にさいたま市で開催され、大学生や社会人、選管職員等41人が参加しました。本稿では、その概要を紹介いたします。

## ① 講演

### 「世論調査リテラシーを身に付けよう」

最初に、埼玉大学経済学部の松本正生教授（さいたま市明推協会会長）の講演「世論調査リテラシーを身に付けよう」がありました。最近



松本教授による講演

新聞やテレビの世論調査が頻繁に行われ、政治家はつねに世論調査の支持率を気にし、政治家でない一般の人も世論調査の結果を判断基準にする

ようになっていますが、教授は、このような状況に疑問を呈します。なぜなら、世論調査の結果は、調査方法や質問の仕方によって異なるものになるからです。そのことを、調査手法の違い（面接法や電話法など）や色々な具体例をもとに話されました。

例えば、2008年8月の福田改造内閣に対する支持率は、同じ日に同じ電話法で調査されたにもかかわらず、朝日新聞と読売新聞では17ポイントもの差がありました。読者の皆さん、それはなぜだと思われませんか。時の政府に対する新聞社の姿勢に調査対象者が反応したから？ いえいえ、そうではありません。答は眼からウロコですが、ここでは敢えて触れないでおきましょう。

教授は、「世論調査は、我々が社会を把握するための情報の一つ」であり、「各社が色々な角度から、聞き方を変えたり、方向を変えたりすると結果が変わるといふことに情報としての価値がある」とされ、「新聞の見出しだけで判断す

るのではなく、その調査方法など細かいところまで意識するようにすれば、世論調査の結果に対する認識が変わってくると思う」と締めくくられました。

## ② 活動報告「若者からの選挙啓発」

次に、若者啓発グループ「埼玉県選挙カレッジ」の原田真生さんと柴崎智央さん、練馬区選管（東京都）のインターンシップ生の高萩亜佐美さんから活動報告をしてもらいました。

埼玉県選挙カレッジが携わった主な活動は、成人式で配布する有権者ノートの作成、県内の複数の大学での出前講座、選挙啓発テレビCMへの出演、ラジオCMの制作、衆院選・参院選の街頭啓発などです。有権者ノートも出前講座も、自分たちでその内容を考えました。12月には県議会議員との意見交換会が計画されています。

練馬区選管のインターンシップは、武蔵大学と練馬区との協定に基づくもので、今年は11人が参加しました。主な活動は、都議選、参院選で配布する啓発グッズおよびチラシの作成、新有権者に送付するハガキのデザイン制作、大学近辺の駅前での街頭啓発、期日前投票の立会人、選挙の開票作業などです。毎週水曜日に会議を開き、アイデアを出し合いました。

どちらの報告からも、初めての体験に対する高揚感や、やり遂げた後の達成感が強く伝わってきました。

## ③ ワールド・カフェ

### 「政治の“他人事／自分事”を考えてみよう！」

次に、古瀬正也氏（古瀬ワークショップデザイン事務所代表）によるワールド・カフェが行われました。ワールド・カフェとは、小グルー



発言者はボールを持って

プで席替えを繰り返しながら、あたかも参加者全員と話し合っているかのような効果が得られる話し合いの手法です。

話し合いのテーマは「政治の“他人事／自分事”を考えてみよう！」です。参加者は4～5人の班に分かれて3ラウンド話し合いました。第1ラウンドでは「何が、政治を“他人事”にしてしまうのでしょうか？」について約20分。第2ラウンドでは、各班とも1人を残して席替えを行い、前の席でどんな意見が出たかを発表しあった上で、「何があれば、政治が“自分事”になるのでしょうか？」について約25分、話し合いました。最後の3ラウンドは、元の席にもどり、同様に第2ラウンドでの意見を共有した後、第2ラウンドと同じ「何があれば、政治が“自分事”になるのでしょうか？」について約25分話し合いました。非常に盛り上がり、時間一杯まで積極的な意見交換がなされました。

最後に、ファシリテーターの古瀬さんから「他の人にこうしてほしい、というところで思考を止めず、そのために自分はどうすればいいか、というところまで思考を長くするのが大事」という話がありました。

#### ④ 講演「政治意識を刺激する」

2日目に入り、初めに、10代の政治意識の向上を目的に活動している学生団体「僕らの一歩が日本を変える。」代表の青木大和さんから「政治意識を刺激する」と題する講演を聴きました。

青木さんは、高校時代にアメリカへ留学しましたが、学校の授業でいきなり政治について議論させられたり、周りの友だちがオバマ選挙に熱中しているのを見て、その政治意識の高さに驚きました。帰国後、クリントン元大統領が高校時代にケネディ大統領に会ったことをヒントに、「高校生100人×国会議員」という高校生と

政治家が話し合うイベントを開催しました。SNSなどで他の学校にも呼びかけ、国会議員には、自分で直接お願いをし、3回の開催で延べ



青木代表の講演

100人の議員の参加を得ました。定時制や不登校の学生にも参加してもらって、大いに盛り上がったそうです。

今年7月の参院選では、10代を対象にipadによる「全国一斉街頭模擬選挙」を実施し、10,000人が投票しました。また、全国を約3週間かけて回り、高校生に「もしあなたが総理大臣になったら？」という質問をする「全国行脚」という事業も行い、約2,000人から回答を得ました。

青木さんは「政治に対するイメージを、クールでかっこいいものに変え、10代の政治参加を刺激していく必要がある」と考えて、活動を続けています。

#### ⑤ ワークショップ 「自分たちに何ができるか？」

2日間の締めくくりとして、「自分たちに何ができるか？」をテーマにワークショップを行いました。栃木県で活動する若者啓発グループ「栃っ子！選挙推進プロジェクト」のメンバー、合戸龍也さんと湊拓哉さんがファシリテーターを務めてくれました



締めくくりのワークショップ

参加者は6班に分かれ、①2日間の振り返り、②自分たちに何ができるか、③そのために何をするか、と順を追って思い思いに付箋に意見を書き出し、話し合い、各班で選ばれた代表者が全体会で発表しました。  
(文責：編集部)

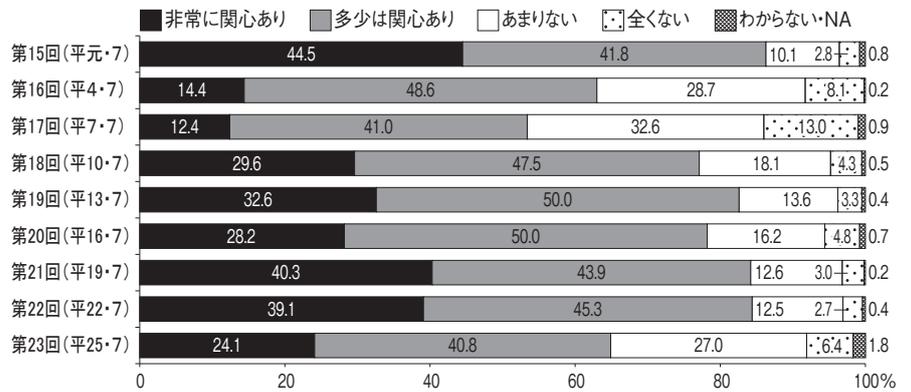
# 第23回参議院議員通常選挙に関する有権者の意識調査

明るい選挙推進協会が実施した、第23回参院選時（平成25年7月）における有権者の意識調査結果から一部を紹介いたします。調査対象者は全国の満20歳以上の男女3,000人を、参院選直後に無作為に抽出しました。調査方法は、前回調査まで面接調査法により実施してきましたが、今回は昨年度実施した第46回衆院選の意識調査と同じく郵送調査法により、9月18日から10月24日の間で実施しました。回収率は67.3%でした。

## 1 選挙関心度

「7月の参院選について、あなた自身は、どれくらい関心がありましたか」

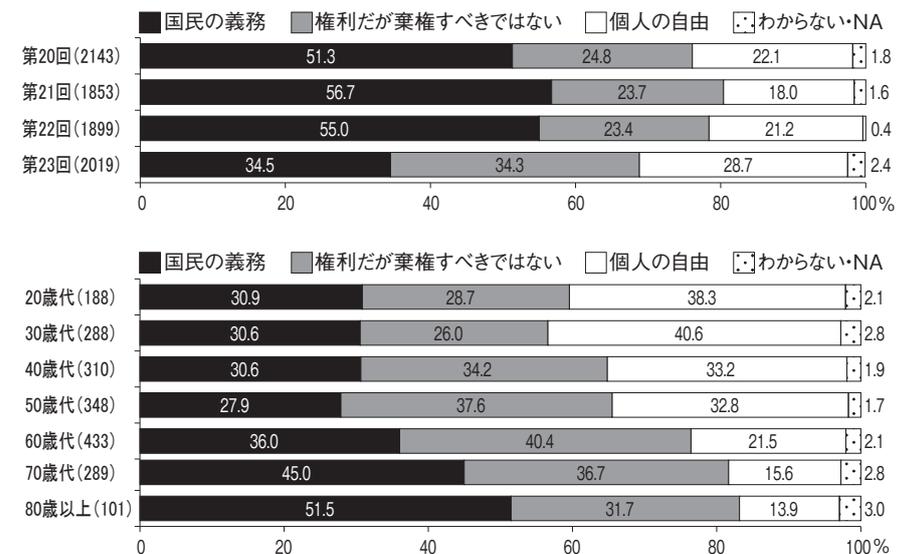
調査回答者の24.1%が「非常に関心があった」、40.8%が「多少は関心があった」、27.0%が「あまり関心がなかった」、6.4%が「全く関心がなかった」と回答しており、「非常に」と「多少は」を含め「関心があった」が64.9%を占める。しかし、過去の調査と比較してみると、「関心があった」は前回より19.5ポイント減少している。今回の参院選の投票率は第11回、第16回に次いで過去3番目に低かったが、「関心があった」の割合も同じ結果であった。



## 2 投票に対する意識

「あなたはふだん、選挙の投票について、この中のどれに近い考えをもっていますか」

34.5%が「投票することは国民の義務である」、34.3%が「投票することは、国民の権利であるが、棄権すべきではない」、28.7%が「投票する、しないは個人の自由である」、2.4%が「わからない」と回答した。この調査結果は昨年度実施した第46回衆院選調査と大差ないが、それより前の調査結果とは大きく様相が異なる。3年前の調査では半数以上の人々が「国民の義務」を選択しており、反対に「個人の自由」は今回より7.5ポイント少なかった。これは調査方法の違いがもたらしたものと考えられる。これを年代別に見ると、若い人ほど、「個人の自由」という意識が強い（20歳代38.3%、80歳以上13.9%）。



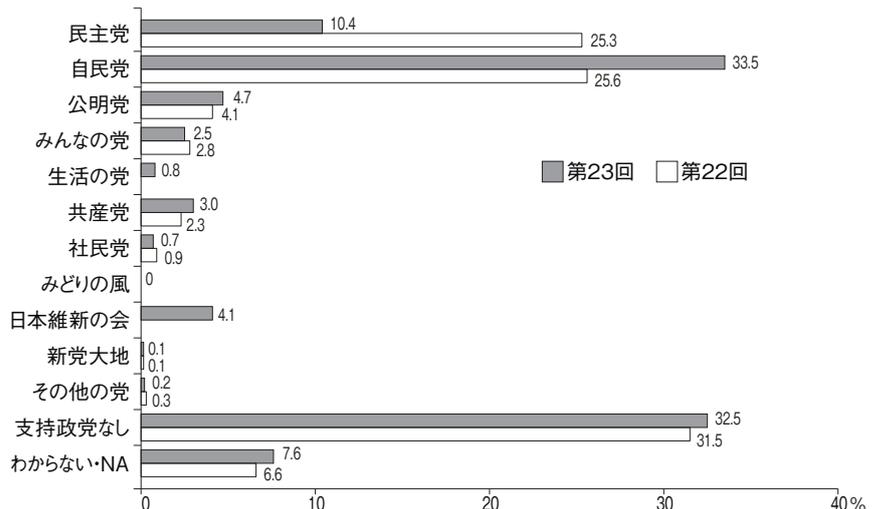
## 3 支持する政党の有無

「あなたは、ふだん何党を支持していらっしゃいますか」

最も支持を得たのは33.5%の自民党、次いで10.4%の民主党であった。

前回政権与党であった民主党は14.9ポイント減少、一方、自民党は7.9ポイント増加した。

昨年12月の第46回衆院選の調査結果と比較すると、自民党支持は32.9%、民主党支持は10.5%、その他、新党を除く既存政党への支持も今回の調査結果とほとんど変わらない。



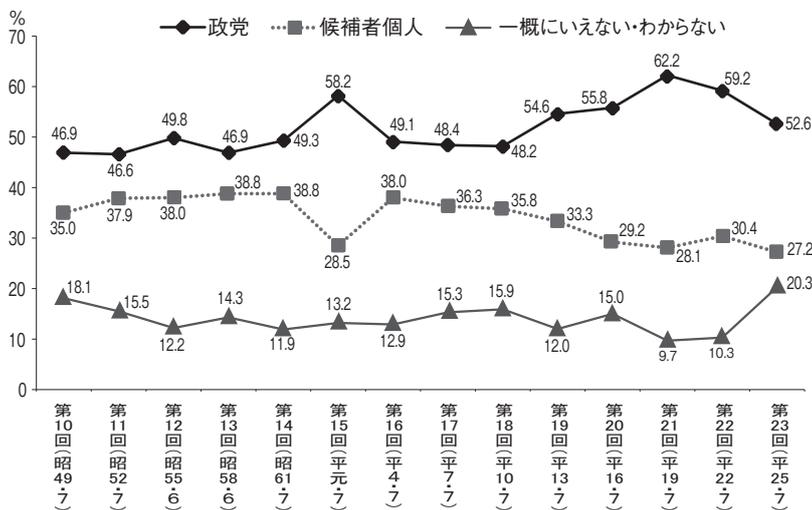
#### 4 政党か候補者か

「あなたは、選挙区選挙で、政党の方を重くみて投票しましたか、それとも候補者個人を重くみて投票しましたか」

「投票に行った」と回答した人の中で52.6%が「政党を重くみて」、27.2%が「候補者個人を重くみて」、20.3%が「一概に言えない・わからない」と答えている。

過去の結果と比較すると、「政党を重くみて」は第18回の48.2%を起点に第21回の62.2%まで上昇したが、以降は減少しており、今回も前回より6.6ポイント減少した。「候補者個人を重くみて」は第16回以降、徐々に減少してきている。前回の調査で前々回を若干上回る30.4%となったが、今回、再び減少した。

今回の調査では「一概に言えない・わからない」が前回より10ポイント増えているが、同じ傾向は第46回衆院選調査でも見られた。



#### 5 考慮した問題

「今回の参院選では、どのような政策課題を考慮しましたか」(複数回答)

最も考慮された問題は、「景気対策」の54.7%であった。この選択肢は前回までは「景気・雇用」としており、今回は「景気対策」と「雇用対策」に分けたが、それでも第一位になった。以下、「年金」の43.4%、「医療・介護」の42.1%、「消費増税」の32.0%(前回までは税金問題)と続く。順位や選択率に差はあるものの、過去の調査においてもこれらは上位5位以内に入っている。「原発・エネルギー」は第5位(27.8%)、「震災からの復興」は第8位(24.8%)となり、「外交・防衛(前回は「国際・外交問題」)」、「憲法改正(前回は「憲法問題」)」が前回より増加している。

	第21回	%	第22回	%	第23回	%
1	年金問題	69.7	景気・雇用	54.6	景気対策	54.7
2	医療・介護	48.8	医療・介護	48.7	年金	43.4
3	税金問題	37.6	年金問題	48.7	医療・介護	42.1
4	高齢化対策	34.6	税金問題	37.2	消費増税	32.0
5	景気・雇用	27.7	財政再建	24.9	原発・エネルギー	27.8
6	教育問題	22.1	政権のあり方	23.3	子育て・教育	25.1
7	少子化対策	18.8	政治資金問題	21.6	雇用対策	25.1
8	憲法問題	13.8	少子化対策	21.0	震災からの復興	24.8
9	環境・公害問題	13.4	教育問題	19.1	財政再建	22.4
10	政権のあり方	12.7	所得格差	17.4	外交・防衛	17.4
11	財政再建	12.6	行政改革	17.0	憲法改正	15.6
12	防衛問題	11.2	物価	16.5	TPPへの参加	11.6
13	政策は考えなかった・わからない	10.3	環境問題	12.7	防災対策	9.1
14	行政改革	10.1	防衛問題	11.3	行政改革・地方分権	7.5
15	地域活性化	10.0	国際・外交問題	9.9	政策は考えなかった・わからない	5.8
16	治安対策	8.7	中小企業対策	9.0	治安対策	5.0
17	災害対策	8.6	地方分権・地域主権	8.3	選挙制度	4.3
18	政治倫理	8.0	農林漁業対策	7.3	社会資本整備・公共事業	3.7
19	国際・外交問題	7.8	災害対策	6.5	その他	1.0
20	農林漁業対策	6.5	憲法問題	6.0		
21	中小企業対策	6.3	治安対策	5.4		
22	食糧問題	6.3	政策は考えなかった・わからない	4.2		
23	地方分権	6.2	社会資本整備	2.7		
24	土地・住宅問題	3.4	土地・住宅問題	2.1		
25	社会資本整備	2.2	その他	0.5		
26	その他	1.0				

#### 6 生活と政治への満足度

「あなたは、現在のご自分の生活にどの程度満足していますか」

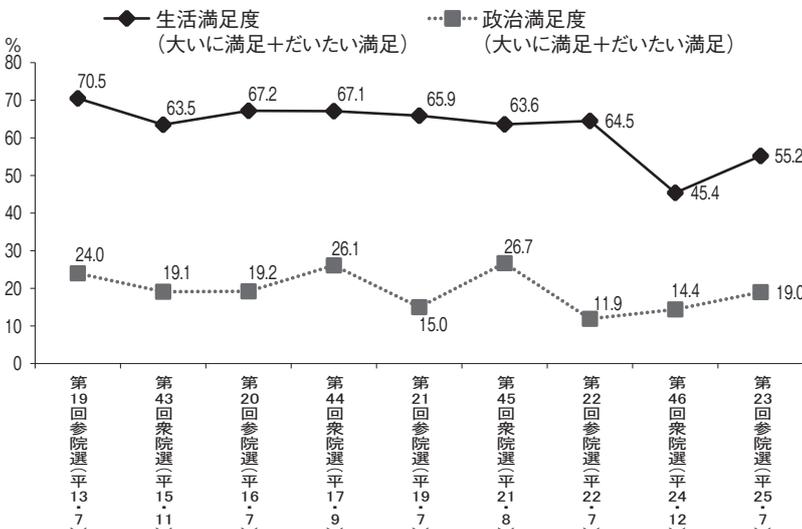
「あなたは、現在の政治に対してどの程度満足していますか」

これまでの調査では、すべて、生活満足度は政治満足度よりも高くなっており、今回もその点は変わらない。

調査方法を郵送調査法に変えた昨年(第46回衆院選)調査では、それより前の調査に比べ、生活満足度(「大いに満足している」+「だいたい満足している」)が大きく減少していたが(64.5%→45.4%)、今回はそれよりも9.8ポイント上昇している。

一方、政治への満足度は前回の第46回衆院選でも上昇したが(11.9%→14.4%)、今回は更に4.6ポイント上昇した。

生活満足度、政治満足度とも今回は前回より上昇しているが、これは現政権が取り組んでいる経済政策等への一定の評価と捉えることもできる。



## 7 選挙啓発媒体への接触

「今回の参院選で総務省や都道府県・市区町村の選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会等が「投票に参加しましょう」という呼びかけを行いました。下記の中で見たか聞いたかありましたか」（複数回答）

今回の参院選で有権者はどのような媒体に触れたのか、年代ごとにまとめた。全世代の選択率が20%を超えるのは、「テレビスポット広告」（45.3%）、「新聞広告」（40.4%）、「国や都道府県、市区町村の広報紙」（25.6%）、「都道府県、市区町村などの広報車」（21.1%）で、順番の違いはあるが、前回の調査と変わらない。ただし、「テレビスポット広告」は前回よりおよそ5ポイント減少している。「インターネット上での広告・ホームページ」は、前回より増えてはいるが、5.8%にすぎない。

15.2%の人はこれらの選挙啓発媒体を「見聞きしなかった」と回答した。

次にこれらの媒体の接触状況を、投票率の低い20-30歳代と高い60歳以上で対比して見ると、ほとんどの媒体で20-30歳代の接触度は低く、特に新聞広告、広報紙などの活字媒体は、その差が大きい。20-30歳代の方が接触率の高い媒体は、インターネット上での広告（20-30歳代11.3%、60歳以上2.8%）、コンビニのレジ画面（20-30歳代3.6%、60歳以上0.9%）などに限られている。

	全体 ( )は前回値	20-30 歳代	40-50 歳代	60歳 以上
テレビスポット広告	45.3 (50.0)	37.6	36.1	52.1
新聞広告	40.4 (39.8)	22.1	31.8	53.1
国や都道府県、市区町村の広報紙	25.6 (23.3)	12.6	18.2	36.7
都道府県・市区町村などの広報車（候補者の選挙運動用自動車は含まない）	21.1 (23.4)	10.3	15.6	29.6
啓発ポスター	16.0 (18.2)	14.3	15.8	14.8
立看板、広告塔、たれ幕、アドバルーン	12.0 (13.3)	6.9	10.0	15.3
交通広告（車内・駅・バス）	11.1 (10.1)	11.1	8.9	11.1
ラジオスポット広告	6.7 (7.2)	4.8	6.1	7.4
街頭・イベントなどでの啓発キャンペーン	6.2 (5.2)	7.6	4.7	6.2
インターネット上での広告（バナー、動画広告等）・ホームページ	5.8 (3.8)	11.3	4.6	2.8
雑誌広告（フリーペーパーを含む）	3.2 (3.9)	2.7	2.8	3.4
有線放送	3.1 (2.5)	2.1	2.1	4.3
電光掲示板、大型映像広告、ショッピングセンターなどでのアナウンス	1.8 (1.7)	1.1	1.1	2.7
コンビニのレジ画面	1.3 (1.1)	3.6	0.4	0.9
その他	1.2 (1.6)	1.9	0.9	1.0
銀行などのATM	0.7 (1.3)	0.6	0.6	0.9
見聞きしなかった	15.2 (20.4)	26.1	13.9	7.2

## 8 インターネットによる選挙運動の利用

「今回の参院選からインターネットを使用した選挙運動が解禁されましたが、あなたは今回の参院選に関して、インターネットをどのように利用しましたか」（複数回答）

8.6%が「政党や候補者のHP・ブログ・SNSを見た」、1.1%が「政党や候補者のメルマガを受信した」と回答したが、他は1%にも到達せず、ほとんどの調査対象者は「利用しなかった」（73.8%）と回答した。「わからない・NA」を含めると89.7%にのぼる。

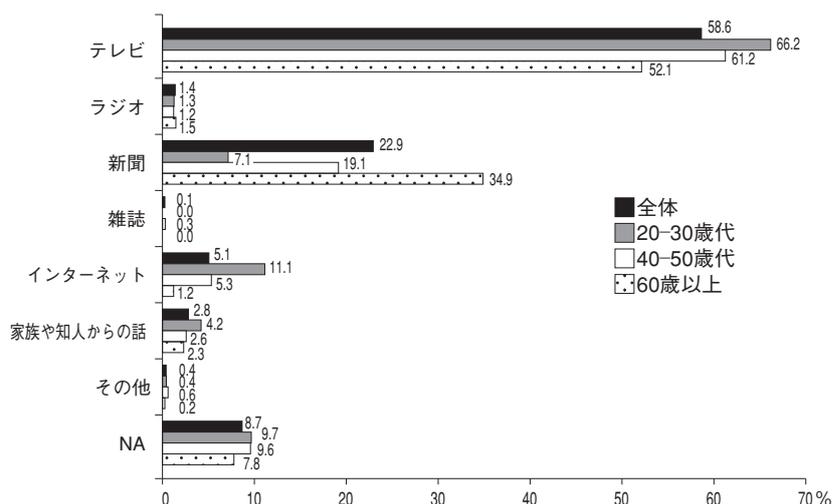
何らかの活用をした者を年代別に見ると、20-30歳代が18.4%、40-50歳代は12.5%、60歳以上は3.9%で、年代の差が大きく、インターネットが持つ「若年層との親和性の高さ」という特性が表れている。

	全体	20-30 歳代	40-50 歳代	60歳 以上
政党や候補者のHP・ブログ・SNSを見た	8.6	16.8	10.0	2.9
政党や候補者のメルマガを受信した	1.1	0.8	1.8	0.7
自らのブログやSNSで特定の政党や候補者、政策を応援などした	0.5	0.8	0.5	0.2
政党や候補者とネットを介して交流した、	0.1	0.0	0.2	0.1
小計	10.3	18.4	12.5	3.9
利用しなかった	73.8	79.0	82.7	65.6
わからない・NA	15.9	3.8	6.5	30.7

## 9 政治・選挙に関する情報の入手元

「あなたは、政治、選挙に関する情報を主に何から得ていますか」

政治・選挙に関する主たる情報源はテレビであり、各年代とも過半数を占めている。中でも20-30歳代は66.2%が「テレビ」を挙げており、「インターネット」を挙げた者は11.1%、「新聞」を挙げた者は7.1%にすぎない。年齢が上がるごとに「テレビ」は減少しているが、これは「新聞」を主な情報源とする人が増えるからであり、60歳以上は34.9%を占めている。



## ■ 明るい選挙啓発ポスターコンクール

協会と都道府県選挙管理委員会連合会は、将来の有権者が選挙・政治への関心を持つきっかけをつくることなどを目的に、全国の小・中・高校生を対象としたポスターコンクールを開催しています。

今年度の応募校は8,933校、応募者は145,257人で、昨年度と比べ、274校、12,466人も増えました。都道府県別にみると、ほとんどの団体が昨年度より増えましたが、特に東京都と愛知県が昨年度に比べて2,000人以上、埼玉県と兵庫県が1,000人以上応募者が増えました。学校種別では、小学生が約5,000人、中学生が約7,500人も増えました。

中央審査(第3次審査)には994点が集まり、文部科学省の東良雅人教科調査官(美術)を委員長とする審査会を10月28日に開催し、文部科学大臣・総務大臣賞(連

名)18作品、明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長賞(連名)60作品を決定しました。大臣賞と会長賞には表彰状と副賞を、中央審査出品者全員に記念品をお贈りしました。大臣賞作品は、協会ホームページに掲載しています。

## ■ 藍綬褒章

平成25年秋の褒章で、明るい選挙推進運動に長年尽力されて来られた方々が、藍綬褒章を受章されました。

武田 彰子	現 潟上市明るい選挙推進協議会副会長(秋田県)
岩田 かほる	現 狛江市明るい選挙推進協議会委員(東京都)
五野井 三千代	現 東村山市明るい選挙推進協議会副会長(東京都)
田中 朝子	現 港区明るい選挙推進協議会選挙啓発指導員(東京都)
野田 ハマ子	現 三鷹市明るい選挙推進協議会副会長(東京都)
松田 憲樹	現 精華町明るい選挙推進協議会委員(京都府)
岩本 圭子	現 高槻市明るい選挙推進協議会副会長(大阪府)
清重 啓子	現 明石市明るい選挙推進協議会委員(兵庫県)
石原 文子	現 斑鳩町明るい選挙推進協議会会長(奈良県)
喜多 安夫	現 玉野市明るい選挙推進協議会会長(岡山県)
大橋 繁興	現 福山市明るい選挙推進協議会委員(広島県)
平野 充好	現 山口県明るい選挙推進協議会会長

学年	氏名	学校名
小学1年生	真能 孝知	尾張旭市立三郷小学校(愛知県)
小学2年生	保川 拓輝	生駒市立壹分小学校(奈良県)
小学3年生	石川 奈々加	富士宮市立北山小学校(静岡県)
小学4年生	矢加部 妃乃	鳥栖市立旭小学校(佐賀県)
小学5年生	水谷 優里	さいたま市立大宮東小学校(埼玉県)
小学6年生	吉水 実夢	南陽市立沖郷小学校(山形県)
中学1年生	板倉 淳晟	千葉市立菅田中学校(千葉県)
	中村 将隆	久留米市立青陵中学校(福岡県)
中学2年生	大塚 美乃里	壬生町立壬生中学校(栃木県)
	山内 夏	沖縄市立宮里中学校(沖縄県)
中学3年生	湯田 冴	東京都立桜修館中等教育学校
	安野 雅	名古屋市立楠中学校(愛知県)
高校1年生	古賀 結花	筑波大学附属高等学校(茨城県)
	陣川 樹	東京都立工芸高等学校
高校2年生	林 里美	京都精華女子高等学校(京都府)
	平山 鈴夏	和歌山市立和歌山高等学校(和歌山県)
高校3年生	岩崎 彩加	香川県立高松工芸高等学校
	浜元 恵	香川県立高松工芸高等学校

## 表紙ポスターの紹介

◆平成25年度明るい選挙啓発ポスターコンクール  
文部科学大臣・総務大臣賞作品

古賀 結花さん 筑波大学附属高等学校1年

ひがしら まきひと  
東良 雅人 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

渦巻くような背景の中にいる投票用紙を持つ手が、今にも画面を飛び出してきそうです。描かれている一人一人の表情が豊かで画面全体に躍動感があり、活力のある生き生きとした社会をイメージさせます。(高校所在地は東京都。作品は茨城県から出品)

## 編集後記

- 特集テーマは「ねじれ解消後の参議院」です。かつて衆議院の「カーボンコピー」と言われた参議院は、2007年7月の参院選以来「ねじれ」が問題とされ、決められない政治の原因と言われましたが、先の参議院選挙で、解消されることとなりました。ねじれ解消後の参議院はどうあるべきか、参議院の改革の方向性や選挙制度について、5人の識者に執筆いただきました。
- 7月に行われた参院選に関して協会が実施した有権者の意識調査結果から、一部を紹介しました。調査対象者は無作為に抽出された全国の満20歳以上の男女3,000人です。調査方法は、前回参院選調査までは面接調査法により実施してきましたが、今回は第46回衆院選(昨年12月)の意識調査と同じく、郵送調査法により実施しました。回収率は67.3%で、面接調査の前回(63.3%)を上回りました。

- 早わかり政治学のテーマは「地方自治」です。東京大学の宇野重規教授が地方自治をトクヴィルからひも解いています。最後に引用された「民主主義という言葉は少しでも実感したいと思うならば、やはり自分の身近な場所から始めるしかない」という言葉が心に残ります。
- 協会では20歳代の若者を参加対象とする「若者リーダーフォーラム」を全国5ブロックで開催しています。11月23日(土)と24日(日)にさいたま市で開催した関東甲信越ブロックの様子を紹介します。講演「世論調査リテラシーを身に付けよう」、活動報告「埼玉県選挙カレッジ」「練馬区選管インターンシップ」、ワールドカフェ「政治の“他人事/自分事”を考えてみよう!」、講演「僕らの一歩が日本を変える。」。学生の企画運営によるワークショップ「自分たちに何ができるか」など、多彩な内容になっています。

編集・発行 ●公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780  
(ホームページ) <http://www.akaruisenkyo.or.jp/> (メールアドレス) [akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp](mailto:akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp)

編集協力 ●株式会社 公職研



# 豊かな街づくりに 役立つ宝くじ。

宝くじの収益金は、図書館や  
動物園、学校や公園の整備を  
はじめ、少子高齢化対策や  
災害に強い街づくりまで、  
いろいろなかたちで、みなさまの  
暮らしに役立てられています。



財団法人 **日本宝くじ協会**

財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する  
事業への助成を行っています。 **日本宝くじ協会ホームページ** <http://jla-takarakuji.or.jp/>

